○内閣府告示第三百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　弘前市

二　構造改革特別区域の名称　弘前ハウスワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　弘前市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横手市

二　構造改革特別区域の名称　発酵に生きる―横手Ｄｅｕｘ　Ｂｒｏｑｕｅ特区

三　構造改革特別区域の範囲　横手市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　郡山市

二　構造改革特別区域の名称　郡山市湖南どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　郡山市の区域の一部（湖南町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　群馬県利根郡川場村

二　構造改革特別区域の名称　田園理想郷・川場村果実酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　群馬県利根郡川場村の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第三百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京丹後市

二　構造改革特別区域の名称　京丹後のおいしい水と米でつくる　どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　京丹後市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　豊岡市

二　構造改革特別区域の名称　城下町いずし〝うなぎの寝床〟町家特区

三　構造改革特別区域の範囲　豊岡市の区域の一部（豊岡市出石伝統的建造物群保存地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　伝統的建造物を利用した旅館営業事業（九三五）

○内閣府告示第三百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　有田市

二　構造改革特別区域の名称　有田市地域資源果実酒・リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　有田市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第三百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　和歌山県西牟婁郡上富田町

二　構造改革特別区域の名称　上富田の水梅酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　和歌山県西牟婁郡上富田町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第三百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大田市

二　構造改革特別区域の名称　大田市どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　大田市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宇部市

二　構造改革特別区域の名称　宇部市障害児（者）支援小規模多機能サービス特区

三　構造改革特別区域の範囲　宇部市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）